

『ああ！

そういうことだったんだ！』

・・・よくある「誤解による相談事例」・・・
年金給付編

このパンフレットは、お客様から寄せられる、年金制度に関する単純な誤解や勘違いによる質問などの中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得いただいた事例を集めて簡潔にまとめています。

「よくある相談」に対する回答は一般的、標準的な事例として扱っておりますが、年金制度は度々改正されており、お客様の生年月日、性別、ご加入の制度や配偶者の有無などによっては、回答が異なる場合もありますので、お客様ご自身のケースでは該当するか、しないかを実際の年金相談で確認していただき、より深く年金制度をご理解いただくきっかけとしてご活用ください。

(1) 特別支給の老齢厚生年金の請求

よくある
相談

60歳から特別支給の老齢厚生年金を受け取ると減額されるのですか？

減額されません！

厚生年金保険に加入されていた期間が12カ月以上ある場合、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を60歳から※1受け取る事ができます。

「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、60歳から受けとったからといって減額はされません。

また、受給権が発生した「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、請求時期を遅らせても増額はされません。※2

※1. 60歳から：生年月日によって異なります。必ずご自身のケースをご確認ください。

※2. 増額はされません。：65歳以降に受給権発生する老齢厚生・基礎年金には、請求時期を遅らせて年金額が増額する「繰り下げ」制度があります。

(2) 在職中の老齢厚生年金

よくある
相談

在職中は年金を請求しても、どうせもらえないのでしょうか？
退職してからまとめて受け取る方が得なのではないのでしょうか？

必ず停止になるわけではありません！

在職中の老齢厚生年金は給料の額※3によって減額される場合がありますが、必ず停止になるわけではありません。在職中であっても年金額の全額を受給できる場合もあります。

年金の請求を退職するまで遅らせたとしても停止された年金額は受け取れません。

なお、在職中であっても、短時間勤務のパートや自営業者など厚生年金保険に加入していない場合には給料と年金との調整はされません

※3. 給料の額：(標準報酬月額) + (直近1年の標準賞与額の1/12)

よくある
相談

先月から給料が大きく下がったから、年金額は停止が解除されて受け取る額が増えるはずなのに、増えていないのは、どうしてですか？

在職老齢年金の停止額は「標準報酬月額」によって決まります！

在職老齢年金の支給停止額は、その月に実際に受け取った給料によって決まるわけではなく「標準報酬月額」によって決定します。

「標準報酬月額」は基本給や諸手当などの固定的賃金の変動により従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合に、変動があった月から数えて4ヶ月目に変更されます。

したがって、年金額の増額も4ヶ月目からとなります。

また、退職後に支給停止が解除されるのは、被保険者資格喪失日※4の翌月からになります。

※4. 被保険者資格喪失日：退職日の翌日

(3) 雇用保険（失業給付）との調整

よくある
相談

雇用保険の失業給付が終了したのに年金がいつまでたっても支払われません。

失業給付が終了したあと、年金の受給再開の手続きは必要なのですか？

「支給停止事由該当届」の提出がなければ支給再開されません。

失業給付を受けるようになった時に「支給停止事由該当届」を提出していただくと、失業給付が終了した後、自動的に年金の支払いが再開します。この届出がない場合、支給再開されません。

(4) 配偶者加給年金と振替加算額

よくある
相談

妻が65歳になったら、わたし（夫）の年金額が下がったのはなぜですか？

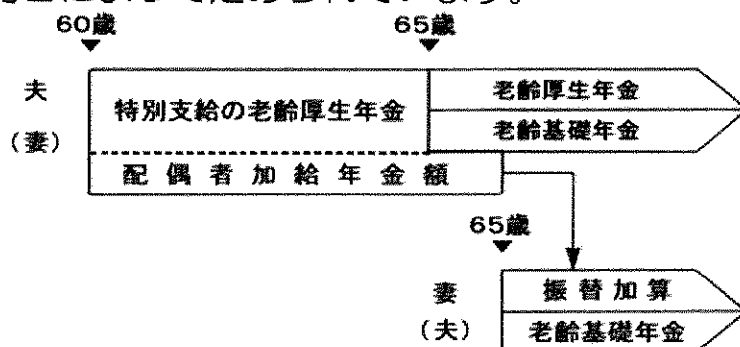
これまで夫が受けていた配偶者加給年金と妻の老齢基礎年金に付く振替加算額が違うのはなぜですか？

妻が年金請求をしなければ、私（夫）に配偶者加給年金が加算され続けるのでしょうか？

配偶者加給年金は配偶者が65歳になると受け取れません。

夫の年金に加算されている配偶者加給年金は、妻が65歳になると消滅※5し、代わりに妻が受け取る老齢基礎年金に振替加算額が付きます。

配偶者加給年金と振替加算はそもそも同じ金額ではなく、それぞれ受給者本人の生年月日によって定められています。



※5. 妻が65歳になると消滅：妻が障害年金や20年以上加入した老齢厚生年金又は退職共済年金を受給できる場合には、65歳未満であっても、加給年金は加算されません

(5) 厚生年金基金

よくある
相談

厚生年金の上乗せ年金である厚生年金基金に加入していたのに、同年代の受給者に比べて年金額が著しく低いので損をしているのではないのでしょうか？

60歳以降に厚生年金基金に加入する事業所で勤務してましたが、退職しても厚生年金の額に反映されていません。



厚生年金基金の代行部分も合わせてお考えください。

厚生年金基金の加入期間については、基金が国の老齢厚生年金の一部を代行して給付することになっていますので、国から支払する金額は、基金に加入していなかった場合より少なくなります。

また、厚生年金加入期間が480カ月を超えている方が、60歳以降に基金加入の事業所で勤務した場合、その期間に係る年金は基金の年金に反映されるため、厚生年金基金の代行部分の金額とあわせてお考えください。

(6) 65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金

よくある
相談

65歳になったら老齢厚生年金はもらえなくなるの？

65歳になった際に「支給額変更通知書」が送られてきましたが老齢厚生年金の額が減っているのは、なぜでしょうか？

65歳になった時に届く「年金決定通知書・支給額変更通知書」の変更理由欄に「65歳に達したため老齢厚生年金を受給する権利がなくなりました。」と記載されてましたが、年金がもらえなくなってしまうのですか？



引き続き受給できます！

「特別支給の老齢厚生年金」は65歳に達すると、その受給権は消滅し、同時に新たに65歳からの「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の受給権が発生します。実質年金額が下がっているわけではなく、「特別支給の老齢厚生年金」の内訳であった「報酬比例部分」及び「定額部分」の金額が、65歳からはそれぞれ「老齢厚生年金」、「老齢基礎年金」として支給されます。